

[事案 2024-177] 入院給付金等支払請求

・令和7年4月16日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月上旬に睡眠時無呼吸症候群により入院（入院①）したため、令和5年12月に乗合代理店を通じて契約した医療保険（本契約）にもとづき入院給付金等を請求した。その後、令和6年5月下旬に急性心筋梗塞により入院（入院②）したため、本契約にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下の理由により、入院①②の入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 仕事上の付き合いで必要としていない保険に加入していたが、令和5年10月頃、保険の見直しをして自分のための保険に加入しなければいけないと考え出し、他社の保険と共に本契約を申し込んだ。
- (2) 仕事の上の付き合いで加入した保険は、令和6年1月に解約する予定だったが、解約までに人間ドックを申し込もうとしたところ、3月になってしまったため、解約が先延ばしとなった。
- (3) 本契約加入時の審査の際に、なぜ契約解除の可能性について説明してくれなかったのか疑問である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、7社との間で生命保険等に加入しており、入院保障が付された同内容の医療保険にわずか8か月の期間で短期集中的に4件も加入する合理的理由が見当たらない。各入院一時金の総額は110万円にのぼり、1日の入院で1万3千円の入院給付金を受領することができる内容となっているため、受領する金額が著しく過大である。
- (2) 上記に加え、入院の原因となった睡眠時無呼吸症候群は、自らの意思で通院、入院して入院給付金等の給付発生事由を発生させることが可能であり、申立人自身も以前から自覚症状があったと認めていること、最後に加入した保険の加入日から初診日までの期間が極めて短期間であること、本契約締結直後に人間ドックの申込みをしていること等から約款上の重大事由に該当する。
- (3) 本契約締結時に、当社において解除規定の該当性を判断して、その対応をすることは困難であり、そのような調査義務もない。本契約の引受審査の際に重大事由解除に該当する旨を明示しなかったことは、解除の有効性の結論を左右するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解除当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。